

株式会社確認検査機構トラスト
確認検査業務出張費手数料規程

令和2年11月25日改訂

(趣旨)

第1条

この規程は、別に定める株式会社確認検査機構トラスト確認検査業務規程第46条（以下「業務規程」という。）に基づき、株式会社確認検査機構トラスト（以下「トラスト」という。）が実施する確認検査業務の出張費に係る手数料について、必要な事項を定める。

(手数料の基準)

第2条

検査の対象となる工事が遠隔地で行われる場合は、検査の申請手数料以外に、この確認検査業務出張費手数料規程に基づき出張費にかかる手数料を加算する。

(適用範囲)

第3条

出張費の手数料のかかる区域は、別途、第一表、第二表に定める。

(手数料の減額、免除など)

第4条

前条による出張費の手数料のかかる区域（同一場所）で複数の物件の検査が、同一日に行われる場合は、2件目以降の出張費の手数料を減額又は、免除する事ができる。

- 2 確認検査業務手数料規程第10条により、別途申請手数料を定めている申請者などについては、別途協議の上、減額、免除などを行うことができる。

(附則) この規定は、平成27年 4月 1日から施行する。

改訂日 平成28年 4月 1日

改訂日 平成29年 4月 1日

改訂日 令和 2年11月25日

改訂日 令和 3年 7月 1日